

「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて」
(昭和 59 年 6 月 19 日付医発第 573 号厚生省医務局長通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後 (新)	改正前 (旧)
医 発 第 5 7 3 号 昭和 59 年 6 月 19 日 医 政 発 0127 第 3 号 令和 5 年 1 月 27 日 医 政 発 0401 第 20 号 令和 6 年 4 月 1 日 <u>最終改正</u> 医 政 発 0331 第 102 号 令和 7 年 3 月 31 日 各都道府県知事 殿 厚生省医務局長 厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する 法人税の非課税措置の取扱いについて (通知) 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生 (医療) 農業協同 組合連合会 (以下「厚生連」という。) については、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 31 条に規定する公的医療機関の開設者とされ	医 発 第 5 7 3 号 昭和 59 年 6 月 19 日 医 政 発 0127 第 3 号 令和 5 年 1 月 27 日 <u>最終改正</u> 医 政 発 0401 第 20 号 令和 6 年 4 月 1 日 各都道府県知事 殿 厚生省医務局長 厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する 法人税の非課税措置の取扱いについて (通知) 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生 (医療) 農業協同 組合連合会 (以下「厚生連」という。) については、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 31 条に規定する公的医療機関の開設者とされ

ているところであるが、今般、法人税法の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 4 号、別添 1）、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和 59 年政令第 56 号、別添 2）及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（昭和 59 年大蔵省令第 8 号、別添 3）が公布され（昭和 59 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）、厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しない取扱いがとられることとなった。

この措置の内容及び税務当局における運用方針並びにこれに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については、下記のとおりであるので、これら事項に御留意の上、遺憾のないようよろしくお願い計らい願いたい。

なお、今般の非課税措置を機に、厚生連が公的医療機関の開設者として適切な医療施設の運営を行うよう一層の御指導をお願いしたい。

記

- 1 （略）
- 2 （略）
- 3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ワ及び法人税法施行規則第 5 条の 2 関係）
 - (1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件
次に掲げる事項の全てに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から 5 年を経過しない厚生連

ているところであるが、今般、法人税法の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 4 号、別添 1）、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和 59 年政令第 56 号、別添 2）及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（昭和 59 年大蔵省令第 8 号、別添 3）が公布され（昭和 59 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）、厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しない取扱いがとられることとなった。

この措置の内容及び税務当局における運用方針並びにこれに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については、下記のとおりであるので、これら事項に御留意の上、遺憾のないようよろしくお願い計らい願いたい。

なお、今般の非課税措置を機に、厚生連が公的医療機関の開設者として適切な医療施設の運営を行うよう一層の御指導をお願いしたい。

記

- 1 （略）
- 2 （略）
- 3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ワ及び法人税法施行規則第 5 条の 2 関係）
 - (1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件
次に掲げる事項の全てに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から 5 年を経過しない厚生連

が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ 当該厚生連の行う事業につき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める次の基準のいずれにも該当すること。

(ア) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額(⑦に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)の100分の80を超えること。

が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ 当該厚生連の行う事業につき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める次の基準のいずれにも該当すること。

(ア) 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(事業収益の額のおおむね100分の10以下の場合をいう。))の場合に限る。))を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条に規定する健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。))に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種をいう。))に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。))に係る収入金額(一の分

- ① 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合に限る。）を含む。）
- ② 健康増進事業（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- ③ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロ (3) の規定に基づき厚生労働

べんに係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、
50 万円を限度とする。）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）及び農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 17 条第 1 項の規定により農業協同組合連合会が会員から徴収する賦課金に係る収入金額の合計額が、事業収益の額の 100 分の 80 を超えること。

（新設）

（新設）

（新設）

大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種をいう。)に係る収入金額

④ 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除

(新設)

く。)に係る収入金額(1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)

⑤ 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)

(新設)

⑥ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第17条第1項の規定により農業協同組合連合会が会員から徴収する賦課金に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

(新設)

⑦ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

(新設)

※1 「医療保健業務」は病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホームの業務並びにこれらに附帯する業務(医業その他これに類する業務及び介護サービスに係る業務(⑤の保険給付に係る業務をいう。)に限る。)であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」(令和7年3月31日医政発0331第90

号厚生労働省医政局長通知)を適宜参照すること ※2 健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。 <u>a～j</u> (略) (イ) (略) (2) (略) 4 (略)	また、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。 <u>①～⑩</u> (略) (イ) (略) (2) (略) 4 (略)
---	---